

飼い犬・飼い猫を、 すぐに引き取ることはできません。

申し出を受けた日から、2週間以上経過した日を指定し、
引取りを行います。

愛媛県（松山市を除く）では、所有者から犬・猫の引取りを依頼された場合、一時保留することにより、動物の命を見つめ直すための時間を確保するとともに、終生飼養について考えていただくため、申し出を受けた日から、2週間以上経過した日を指定して引取りを行います。

終生飼養の徹底や、安易な飼育の防止について、社会全体の意識の向上を目的としていますので、ご理解ご協力をお願いします。

【保留期間中に考えてください】

- 1 終生飼養は飼い主の義務です。
- 2 犬・猫は、最後まであなたと生きたいと訴えています。
- 3 一緒に過ごした楽しい時を、思い出してください。
- 4 もう一度、家族で話し合ってください。
- 5 新たな譲渡先を探してください。

保留期間に、飼養を継続することに決めた場合、
新たな譲渡先を見つけた場合は、窓口にご連絡
ください。



また、次の事項に該当する場合は、原則引き取りを行いません。

1	<u>犬猫等販売業者</u> から引取りを求められた場合
2	<u>引取りを繰り返し</u> 求められた場合
3	子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が、都道府県等からの <u>繁殖を制限するための措置</u> に関する指示に従っていない場合
4	犬又は猫の <u>老齢又は疾病</u> を理由として引取りを求められた場合
5	引取りを求める犬又は猫の <u>飼養が困難であるとは認められない理由</u> により引取りを求められた場合
6	あらかじめ引取りを求める犬又は猫の <u>譲渡先を見つけるための取組</u> を行っていない場合

